

# 史跡尾張国分寺跡保存管理計画書

平成 28 年3月

愛 知 県 稻 沢 市



## はじめに

稲沢市は、濃尾平野の中央に位置し、木曾川とその分派流により形成された沖積平野の肥沃な大地に育まれた自然と、歴史豊かな都市です。

稲沢市の歴史を遡れば、律令制により全国に置かれた国府の所在地としていにしえより栄え、応仁・文明の乱で岩倉方と清須方による織田氏の分割支配がはじまるまで、約800年に亘り尾張国の政治と文化の中心でした。

平成24年1月24日に国指定史跡となりました尾張国分寺跡は、天平13年(741)聖武天皇の詔により、政治や社会の不安を鎮めるため全国60余か所に建てられた国分寺の一つです。昭和36年に始められて以降19回の発掘調査では、金堂跡、塔跡、講堂跡、回廊跡など国分寺の中心的な建物の遺構を確認しています。これは、国分寺跡が所在する矢合の地が、植木・苗木の生産地として活用されてきたことで、大規模な開発行為を免れてきたことがその要因の一つと考えられます。稲沢市では、この貴重な史跡を将来に亘りその価値を損なうことなく継承していくため、その保護の指針となる『史跡尾張国分寺跡保存管理計画書』の策定を、平成26・27年の2か年継続の国庫補助事業として実施しました。

今後は、本計画書と、先に取りまとめました『尾張国分寺跡史跡保存整備基本構想』を、史跡の適正な保存と管理、整備と活用を進めるための両輪として、史跡の整備を進めたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご協力をいただきました地元の皆様をはじめとする関係者並びに関係団体の皆様、また、貴重なご意見・ご提言をいただきました稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会委員の先生方、ご指導・ご助言をいただきました文化庁文化財部記念物課、愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

稲沢市長 大野 紀明

## 例 言

- 1 本書は、愛知県稲沢市矢合町中椎ノ木 534 番地ほか 96 筆等に所在する、国指定史跡尾張国分寺跡の保存管理計画書である。
- 2 本事業は、稲沢市教育委員会が主体となり、平成 26～27 年度の事業として、国の補助金の交付を受け実施した。
- 3 本計画策定にあたっては、文化庁文化財部記念物課及び愛知県教育委員会生涯学習課の指導・助言を受けながら「稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会」の協議をもとに策定した。
- 4 計画策定に係る事務は、稲沢市教育委員会が担当し、関連業務の一部を株式会社フジヤマに委託した。

# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b>     |    |
| 第1節 計画策定の趣旨              | 1  |
| 第2節 計画策定に係る経緯            | 2  |
| <b>第2章 尾張国分寺跡をとりまく環境</b> |    |
| 第1節 史跡指定地及び周辺の状況         | 7  |
| 第2節 関連法令と計画              | 16 |
| <b>第3章 尾張国分寺跡の概要</b>     |    |
| 第1節 史跡指定地の現状             | 18 |
| 第2節 尾張国分寺に関する調査研究        | 25 |
| 第3節 史跡を構成する諸要素           | 30 |
| <b>第4章 保存管理</b>          |    |
| 第1節 保存管理の基本方針            | 42 |
| 第2節 史跡を構成する諸要素の保存管理方法    | 42 |
| 第3節 地区区分の設定と保存管理方法       | 43 |
| 第4節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準     | 45 |
| <b>第5章 整備と活用の基本方針</b>    |    |
| 第1節 基本方針                 | 52 |
| 第2節 整備と活用の方法             | 53 |
| <b>第6章 運営及び体制整備</b>      |    |
| 第1節 基本方針                 | 58 |
| 第2節 運営及び体制整備の概要          | 58 |
| <b>第7章 今後の保存管理に向けて</b>   | 60 |

資料編